

各 位

平成 15 年 11 月 6 日

本店所在地 東京都港区西新橋一丁目10番2号会 社 名 ソフトバンク・インベストメント株式会社(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)代表 者 代表取締役CEO 北 尾 吉 孝問い合せ先 責任者役職名代表取締役COO兼CFO 澤 田 安 太 郎電話番号 03-5501-2711(代表)

# 円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 15 年 11 月 6 日開催の当社取締役会において、2008 年満期円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 社債の名称 ソフトバンク・インベストメント株式会社 2008 年満期円建転換

社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、 そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約

権」という。)

2. 発行総額 100 億円(予定)

今後開催する当社取締役会において決定する。

3 . 発行価額 本社債の額面金額の 100%

(各社債額面金額 10,000,000 円)

4.利率 本社債に利息は付さない

5. 償還期限 2008 年 11 月 25 日

(ロンドン時間。社債額面金額の100%で償還)

6. 払込期日及び発行日 2003年11月25日(ロンドン時間)

7.担保の有無 無し

8. 本新株予約権に関する事項

(1)本新株予約権の目的となる株式の種類及び数量

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の 行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有 する普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の

「交付」という。) する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

- (2)発行する本新株予約権の総数
  - 1,000 個(予定)

今後開催する当社取締役会において決定する。

- (3)本新株予約権の発行価額 無償とする。
- (4)本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。) は、当初 2003 年 11 月 6 日 (木)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 15%上回る額(以下「当初転換価額」という。)とする。

2003年12月9日及び2005年9月26日(日本時間。以下それぞれ「リセット 日」といい、前者を「第1回リセット日」、後者を「第2回リセット日」という。) の直前各リセット日を含む10連続取引日(終値が公表されない日を除く。)の、 東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引の終値の平均価格(1円未 満切り上げ。)(以下「市場現在価格」という。)が各リセット日に有効な転換価 額を1円超下回る場合には、当該転換価額は、2003年 12月 24日及び 2005年 10月10日(日本時間。以下「効力発生日」という。) 以降、市場現在価格(但 し、各リセット日の翌日から効力発生日(当日を含む。)までに効力の発生する 下記 8.(4) の調整を受ける。) に下方修正されるものとする(各リセット日にお いて効力を有する転換価額に反映されていない遡及的な調整は考慮しないが、当 該調整に係る当社の義務に影響はない。)。但し、各転換価額は各リセット日にお いて効力を有する転換価額(1円未満切り上げ。)の80%(「最低転換価額」)を 下回らないものとし、下回る場合の転換価額は各最低転換価額に相当する額とす る。また、転換価額は法律上認められない額への減額修正は認められないものと する。8.(4) に基づく転換価額の調整が第1回リセット日(同日含まず)から第 2回リセット日(同日含む)までの間において効力を発生した場合、第1回リセ ット日に対応する最低転換価額は当該調整の直前の転換価額を分母、当該調整の 直後の転換価額を分子とする分数を乗じた額に修正されるものとする。

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る 発行価額又は処分価額で当社普通株式を交付する場合には、次の算式により調整 される。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総 数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)を意味する。

 新株発行・ 1株あたりの

 既発行
 処分株式数 × 発行・処分金額

 調整後調整前
 株式数 + 1株あたり時価

 転換価額 = 転換価額 ×

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求出来る新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)その他の証券の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5)本新株予約権の行使請求期間

2003 年 11 月 26 日から 2008 年 11 月 17 日まで (ロンドン時間) (本社債の 繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日まで)

(6)その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以降本新株予約権を行使することは出来ないものとする。また、各本新株予約権の一部行使は出来ないものとする。

- (7)本新株予約権の消却事由及び消却の条件 本新株予約権の消却事由は定めない。
- (8)本新株予約権の行使によって発行する新株の発行価額中資本に組み入れない額

当該株式の発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(9)代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使した ときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込 をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

(10)本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社

債からの分離譲渡は出来ず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得る経済的な価値とを勘案した結果、本新株予約権の発行価額は無償とした。また、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は2003年11月6日(木)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を15%上回る額とした。

#### 9. 本社債に関する事項

## (1)募集の方法

欧州を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における私募。

## (2)期限

## 買入消却

当社及び/又は当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却することが出来る。当社が買い入れた本新株予約権付社債の本社債を消却する場合、当該本社債に付された本新株予約権も同時に放棄、喪失されるものとする。また、当社の子会社が本社債を放棄、喪失及び償却のために当社に交付した場合には、当該本社債に付された本新株予約権も同時に放棄及び喪失されるものとする。なお、上記により買い入れがなされた本社債は、発行会社又は子会社が保有する限り、社債権者に与えられる社債権者集会における議決権は有しないものとする。

#### 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他一定の債務不履行事由が生じた場合で、かつ、受託会社が当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を書面により行った場合、 残存する本社債の元本金額の4分の1以上を有する社債権者の書面による要求又は社債権者集会の特別決議の書面による通知がなされた場合、当社は、本社債に つき期限の利益を失い、その額面金額で直ちに償還しなければならない。

#### 社債権者の請求による繰上償還

本社債権者は、2005 年 11 月 25 日(ロンドン時間。「請求償還日」)より以前 30 日以上 60 日以内の期間に、代理人に対して本社債券を提出すると共に所定の様式により通知することにより、本社債の全額の繰上償還を請求することができ、本社債が償還された場合、提出された社債券に係る本新株予約権は無償で消却される。

以上

# [ご参考]

## 1. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

手取金は M&A資金、子会社であるイー・トレード証券株式会社の増資資金及び運転資金等に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

(3) 調達資金による会社収益への影響

調達資金は事業拡大に資するもので、今後の収益力の向上が期待できるものであります。

# 2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当期(2004年3月期)につきましては、従来通り配当性向20%に基づく配当を実施する方針であります。2005年3月期以降につきましては、事業環境、今後の事業戦略等を踏まえ、改めて決定・発表させていただく予定であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方 上記の基本方針に基づいて決定してまいります。

(3) 内部留保金の使途

主として将来の事業拡大のための必要資金として活用してまいります。

## 3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

平成 12 年 12 月 (大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場 (現ヘラクレス市場) 新規上場時 )

発行日 平成 12 年 12 月 15 日

発行株式数 7,800 株

発行価格 1,500,000円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

		平成13年9月期	平成14年9月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始	値	1,380,000円	250,000 円	54,500円	41,400 円
		460,000円			
高	値	3,330,000円	430,000 円	67,700 円	409,000円
		1,110,000 円			
安	値	690,000円	53,500 円	33,150円	40,850円
		230,000 円			
終	値	246,000円	56,000円	41,800円	351,000 円

(注) 1. 当社株式は、平成 12 年 12 月 15 日に大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現在のヘラクレス市場)に上場した為、平成 13 年 9 月期の始値は同日の大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(同)のものであります。

現在、当社は東京証券取引所市場第一部ならびに大阪証券取引市場第一部に重複上場しております。

- 2. 印は、1株を3株に分割する株式分割権利落後の株価であります。
- 3. 平成 15 年 3 月期は、決算期の変更により平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月決算となっております。
- 4. 平成 16 年 3 月期の株価については、平成 15 年 11 月 5 日現在で表示しております。

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

ソフトバンク・インベストメント株式会社 IR室 03-5501-2711